

学校いじめ防止基本方針

鳥取県立倉吉養護学校

Ⅰ 本校のいじめ防止とは

いじめは、すべての児童生徒に起こりうるものであり、すべての児童生徒が被害者、または加害者になる可能性がある。学校には、児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる環境づくりが求められており、これは、本校のめざす学校像である「児童生徒一人一人がいいきと輝く学校」の創造にもつながると考える。そのため、いじめ防止の観点から「未然防止」「早期発見・早期対応」に重点を置き、学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に向けた多様な取組が体系的・計画的に行われるとともに、全職員が一貫した対応をとることが必要である。

以上のことを踏まえ、本校のいじめ防止基本方針は、校内体制の充実を図り、学校、地域、家庭、関係諸機関との連携のもと、いじめ防止に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

<いじめの定義>

いじめとは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条 第1項）

～具体例～

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

<いじめに対する基本的な認識>

- ①いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあること
- ②いじめは、どの児童生徒にも、起こりうるものであること
- ③いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為であること
- ④いじめは、すべての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめに対する理解を深めること

2 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 組織名及び構成員

組織名	学校いじめ対策委員会	学部いじめ対策委員会
構成員	校長, 副校長, 教頭, 事務長, 教務主任, 学部主事, 生徒指導主事, 学部支援担当, 校内支援担当, グループ主任, 担任, 養護教諭, SC, SSW	学部主事, 副学部主事, 生徒指導主事, 学部支援担当, グループ主任, 担任

(2) 組織の役割

☆学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成等の中核としての役割

☆いじめの相談, 通報窓口

☆いじめ等に関する情報の収集, 整理, 記録

☆いじめ対策委員会の実施, 及びそれに伴って情報の共有, 事実関係の把握, 指導・支援方針の決定等の組織的対応

☆いじめの認知

☆学校基本方針の策定や見直し, 取り組み状況の把握, 事例検討, 計画の見直し等の PDCA による検証

3 具体的な取組

(1) 未然防止について

① いじめについての共通理解

- ・日々の学校生活や授業時間, 学部集会, 全校集会等を活用し, 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・校内研修や職員会等でいじめについて周知する。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・学校における情報モラル教育やインターネット利用についての保護者啓発をする。
- ・生活年齢や発達段階等の子ども一人ひとりの特性に応じて, 集団の一員としての自覚や態度, 資質や能力を育成する。
- ・いじめに関する指導(何がいじめなのか等)を, 年間指導計画(道徳や学級活動, ホームルーム活動)へ位置づける。

③ いじめを生じさせないための指導上の留意点

- ・わかる授業づくり, すべての児童生徒が参加, 活躍できる授業づくりを行う。
- ・すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる学校づくりを行う。
- ・教職員の不適切な認識や言動, 差別的な態度や言動に留意する。

④ 自己有用感や自己肯定感の育成

- ・すべての児童生徒の居場所づくり, 絆づくりを行う。
- ・家庭や地域と連携し, 子どもが認められる場を設定する。

⑤ 自らのいじめについての学びや取組

- ・互いを認め合える人間関係, 学校風土を児童生徒が自ら作り出す活動を設定する。

(2) 早期発見について

- ・気になる児童生徒早期発見記録シート
- ・学校生活アンケート
- ・毎日の健康観察カード
- ・連絡帳や合同運調, 日々の学園との引き継ぎ等による家庭や皆成学園との情報共有
- ・養護教諭との連携
- ・SC や「あおぞら」教室等の相談窓口の設置
- ・必要に応じた個人面談や個別指導の実施
- ・学部会や職員会, 校内支援委員会等による定期的な情報共有
- ・報告, 連絡, 相談の流れや会議の実施方法等の明確化と学校全体での共通理解
- ・医療, 福祉, SC 等の各関係機関との連携

<ポイント>

- ①変化への気づき
- ②情報共有
- ③迅速な対応

(3) 早期対応, 事案対応について

- ・いじめを発見した時, 又はいじめと疑わしき事案を発見した時には, 校内体制 (図①) に沿って迅速に対応する。
- ・いじめかどうか判断に悩むときには, 一人で抱え込まず必ず周りの教職員に相談する。
- ・いじめによる重大事態が発生した時には, 校内体制 (図①) に沿ってより迅速に対応するとともに, 以下の点について留意する。

<重大事態とは>

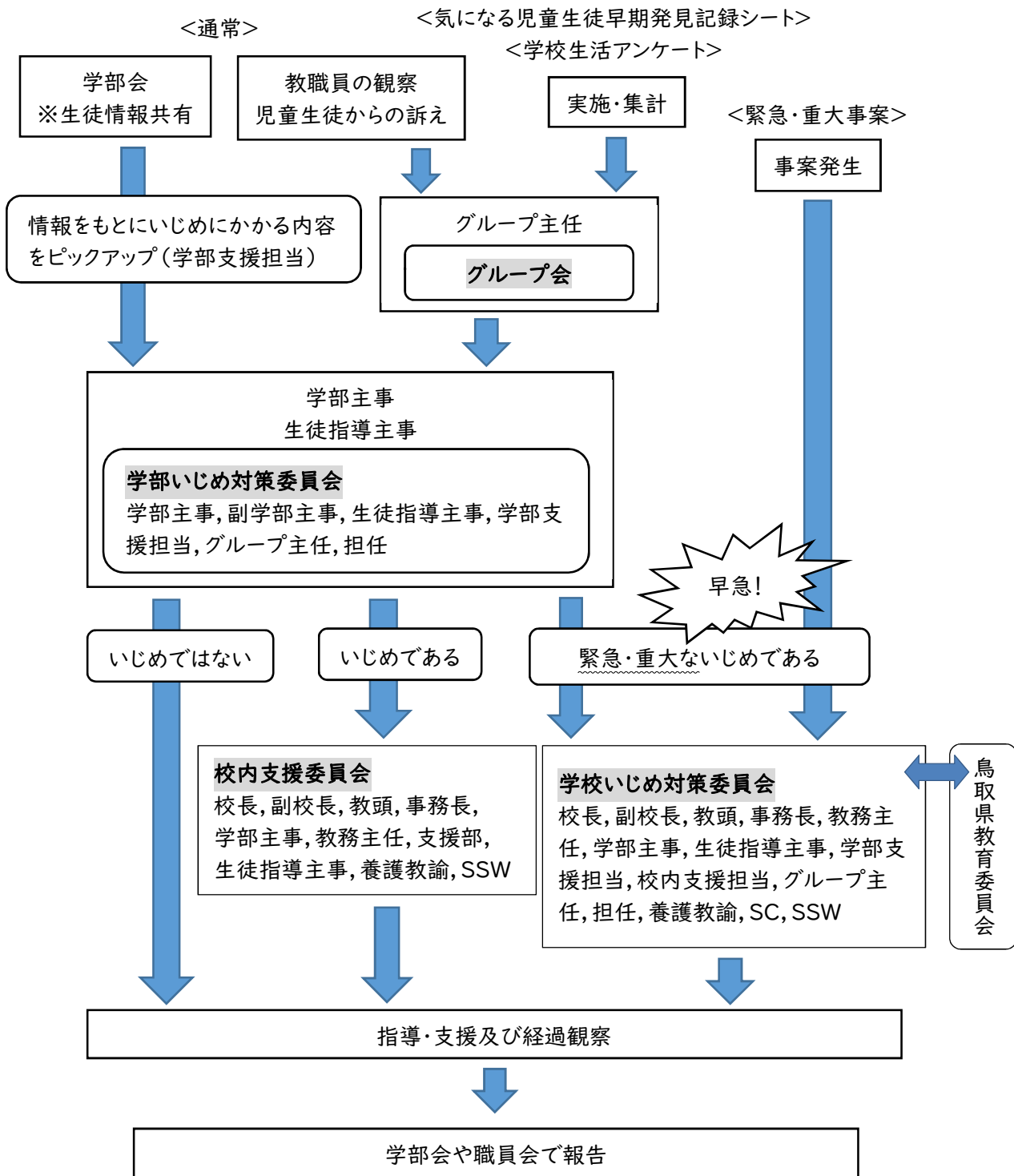
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

<留意点>

- ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には, すみやかに止めることを最優先する。一人で制止できそうになければ, 他の教職員の応援を求める。
- ・児童生徒の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは, 直ちに所轄警察署に通報し, 適切に援助を求める。
- ・学校設置者と連携をとりながら必要な対応を行う。
- ・当事者の保護者に十分な配慮をして伝える。
- ・加害児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難と考える場合, あるいは, いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められる場合には, 学校の設置者とも連絡を取り, 所轄警察署と相談して対処する。
- ・ネット上のいじめへの対応は, 学校単独での対応が困難と判断した場合には, 学校設置者と相談しながら対応を考える。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めた

り, 児童生徒の生命, 身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど, 外部の専門機関に援助を求める。

<図①>



(4) 関係機関との連携について

○いじめ防止の取組やいじめが発見されたときに連携する関係機関について

- ・学校の設置者である教育委員会等
- ・倉吉警察署生活安全課
- ・少年サポートセンター
- ・児童相談所
- ・鳥取法務少年支援センター
- ・子どもの悩みサポートチーム（県教育委員会教育総務課）
- ・鳥取県いじめ問題検証委員会（鳥取県総務部人権局）
- ・専門家（医療、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）
- ・地域（PTA、民生委員など）

平成26年2月4日施行

平成26年9月18日改定

令和2年4月8日改定